

第三次品川区長期基本計画の総括について

I	活力にあふれた個性あるまち	
1	産業の振興	1
2	まちづくり	2
3	交通	3
4	住宅	4
5	消費生活	5
II	緑ゆたかなうるおいのまち	
1	水とみどり	6
2	都市景観	7
3	環境・清掃	8
III	健康で喜びをもって生きられるまち	
1	健康	10
2	子育て	11
3	高齢者の保健・福祉	12
4	障害者(児)福祉	13
5	生活福祉	14
IV	平和と文化をはぐくむまち	
1	人権	15
2	平和	16
3	文化	17
4	学校教育	18
5	生涯学習・スポーツ	19
V	心ふれあう思いやりのまち	
1	ふれあい	20
2	青少年の育成	21
3	高齢者の社会参加	22
4	地域福祉	23
5	地域防災	24
6	交通安全	25
	計画の実現に向けて	
	基礎的自治体としての品川区	26
	行政改革	27
	区民との信頼の架け橋	28

第三次長期基本計画総括シート

都市像	I	活力にあふれた個性あるまち
中項目	1	産業の振興

◆当分野の現状

【社会動向・国の政策動向】

○全般

・わが国経済は、原油高騰や米国のサブプライムローン問題を契機として、景気の先行きが不透明な局面を迎えている。
 ・産業構造はサービス産業の割合が増加し、メディアソフト、国内観光、教育、医療・介護などが主要な産業となると想定されている。

○工業

・産業構造の転換がよりすすみ、製造業の占める割合は減少すると考えられる。また、製造業の海外直接投資は堅調に推移しており、グローバル化がより進展し厳しい競争にさらされる。成長産業として期待される燃料電池、ロボット、先端医療機器等の高付加価値産業への対応が必要

○商業

・中心市街地を含む商業集積地区では、多くの場所で販売額が減少している。その中で、500㎡～1,500㎡未満の商店数が増加し、販売額が増加するなど、大型小売店等の販売額が増加しており、地元小規模商店の取り巻く環境は厳しい。
 ・インターネット販売を主とする販売チャネルの多様化や電子マネーなどによる商業環境の変化への対応が必要

【品川区の現状】

○産業振興全般

・大崎や天王洲など大規模再開発が今後進展する地域では、大手企業を含めた様々な連携を視野に入れた産業振興策が必要。
 ・産業構造の変化に対応するため、新サービス・新事業を創出する高度人材の育成や産業を支える多様な人材の育成と確保
 ・関東経済産業局のコーディネートの下で行う京浜地域(品川・大田・川崎・横浜)クラスター制度等を活用した他都市との連携・連帯(区域を越えた広域的な産業交流、市場の開拓、知的財産の活用、デザイン力の強化等)

○工業

・経済産業省が実施するサポーター・インダストリーや新連携等との政策を加味した中小企業の活性化(企業と大学や研究機関との連携、大企業と中小企業の連携、ものづくりとサービスなどの異業種・異分野の交流)

○商業

・不況や高齢化等による後継者難から商店街の空き店舗化等への対応。ICT(情報コミュニケーション技術)を活用した商店街の高度化への対応等の商店街振興が必要

成 果

・中小企業の支援策を体系化した「品川区産業振興マスタープラン」を策定し、それに基づく具体的な支援策を展開することにより、産業の活性化が図れた。
 ・融資制度の利用件数・融資額とも横ばい状態で推移しているが、創業における融資制度の見直しの成果として、創業支援資金の利用が増加しており、区内での創業の活性化が図れた。
 ・「元気なモノ作り中小企業300社」にもものづくり懇談会参加企業から2社選出されるなど、区内中小製造業の優れた技術を全国にPRできた。
 ・ビジネス・カタリスト派遣制度は、カタリストメンバーが充実するとともに、企業からの派遣要望が増えている。
 ・経済産業省「元気のある商店街77選」に2商店街が選定されたほか、東京都中小企業振興公社「若手商人研究会」や東京商店街グランプリにおいても2年連続入賞するなど、全国的に活気がある商店街として評価されている。
 ・商店街の核となる魅力ある個店の支援として、一番店発見プロジェクトをスタートさせた。

第三次長期基本計画総括シート

都市像	I	活力にあふれた個性あるまち
中項目	2	まちづくり

◆当分野の現状

【社会動向・国の政策動向】

○防災まちづくり

・平成19年1月、「密集市街地の緊急整備－重点密集市街地の解消に向けた取組の一層の強化」が都市再生プロジェクトとして決定され、平成23年度までにすべての重点密集市街地（約8,000ha）において最低限の安全性を確保することが求められている。

○市街地再開発等による拠点形成

・国は都市再生特別措置法を制定し、社会情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るための措置について講じることとしている。また、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金として「まちづくり交付金」が創設された。

・東京都では、「東京の新しい都市づくりビジョン」（平成13年）に基づき、「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」（平成15年）を策定し、再開発地区計画（現在は再開発促進区を定める地区計画）などについて制度の緩和が図られた。

【品川区の現状】

○防災まちづくり

・品川区の重点密集市街地（平成15年国土交通省指定）面積は252haと都内最大

・木造住宅密集市街地では高齢化が進み資金調達が困難化、建物の自立更新が一層図られにくくなっている。また、狭小敷地により共同建替えが難しく、基盤整備や防災性向上の必要性が一層増大している。

○市街地再開発等による拠点形成

・都市再生緊急整備地域の1つに大崎駅周辺地域が指定され、地元関係者等によるまちづくり連絡会が設立、都市再生ビジョンを策定

・大崎駅西口E東地区は都内初の都市再生特別地区として指定を受け、事業化が図られたのをはじめ西口地区や東五反田地区で計画的な整備が進行

・武蔵小山駅東地区は、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」に基づく街並み再生地区の第1号に指定

○八潮地区のまちづくり

・八潮地区は、昭和58年に入居を開始し、四半世紀を経過した現在、少子高齢化が急速に進み、地域社会の活力低下が指摘されている。

○産業振興と連動したまちづくりの推進

・商店街の活性化やにぎわいまちづくりをめざすための効果的な都市型観光事業の展開が求められる。

成 果

・防災まちづくりに関しては、事業実施地区ごとにまちづくり協議会を組織したことにより、区民の防災意識を高めることができたほか、不燃化建替助成制度の活用により地域の不燃化が進んだ。

・また、事業の実施にあわせて公園や広場の整備が進んだ。

・拠点形成については、都市再生緊急整備地域の指定に伴い、大崎駅周辺での再開発事業が進んだことにより、都市活性化拠点の形成が進んだほか、武蔵小山駅周辺や品川シーサイド駅周辺でしゃれた街並みづくり条例や地区計画制度を活用して地域生活拠点の整備が進んだ。

・八潮地区のまちづくりについては、自治会が主催し、公募の区民、自治会長等で構成される八潮まちづくり検討委員会において、地区の活性化に向けた検討が進められており、区もオブザーバーとして参加し、連携・協力を図っている。

・平成18年度には「都市型観光アクションプラン」を策定し、情報発信や集客事業などを推進してきている。

第三次長期基本計画総括シート

都市像	I	活力にあふれた個性あるまち
中項目	3	交通

◆当分野の現状

【社会動向・国の政策動向】

○公共交通

- ・高齢者の増加により、公共交通を利用する高齢者が増加することが見込まれる。
- ・公共交通機関の利用に障害を感じる高齢者の利用を促進するバリアフリー施策等、使いやすさとゆとりの向上が求められる。

○道路

- ・首都東京の国際競争力や国際的な魅力を高めるためにも、都市の骨格を形成する道路ネットワークを早期に整備する必要性が高まっている。
- ・東京都は「区部における都市計画道路の整備方針」(平成16年3月)を策定し、今後12年間(平成16年度～27年度)に優先的に整備すべき路線を、「広域的な課題に資する路線」と「地域的な課題に資する路線」の2つの観点から選定している。

【品川区の現状】

○公共交通

- ・りんかい線全線の開通(平成14年12月)に伴うJR埼京線との相互乗り入れ、JR京浜東北線・東急大井町線・東京モノレールとの接続などによる利便性の向上
- ・東急目黒線(目黒～洗足駅付近間2.8km)の立体交差事業の実施による交通渋滞や踏切事故の解消、鉄道で隔てられていた地域の一体化
- ・駅前広場の整備(武蔵小山、西小山)の進展

○道路

- ・首都高速中央環状品川線(都事業)の着工(平成18年11月)
- ・補助163号線(百反坂下～26号線)の進展

成 果

- ・りんかい線の全線開通
- ・東急目黒線の立体化完了
- ・西小山、武蔵小山駅広場用地取得完了
- ・補助18、163、205号線の着実な用地取得

第三次長期基本計画総括シート

都市像	I	活力にあふれた個性あるまち
中項目	4	住宅

◆当分野の現状

【社会動向・国の政策動向】

- ・平成30年前後から人口・世帯の減少が顕在化し、また、公営住宅は都内で1割以上の世帯に供給されていることから公営住宅の役割は年齢や障害などにより市場から敬遠される者への対応も含めた住宅セーフティネットへと変化する。
- ・少子高齢化が進むなか、子育て世帯、高齢者世帯が住宅を確保しにくい状況がある一方で、民間賃貸住宅には空室が増加している。市場重視の住宅政策に移行している中、この居住ニーズと住宅ストックのミスマッチを解消するために、円滑な住み替えが可能となるような市場の条件整備が求められる。
- ・本格的な高齢社会に対応し、住宅のバリアフリー化が立ち遅れている。身体が不自由になっても安心して暮らせることができるよう、居住水準を向上させるほか、ケア付き住宅等の多様な居住サービスが付帯した高齢者向け住宅の利用環境整備が求められている。
- ・少子化対策の一環として、所得が十分ではない子育て世代が、ゆとりがあり、職住近接した住宅を確保するなど、子育てに適した居住環境の整備が求められている。
- ・アスベスト、シックハウス等に対する対策、太陽光の利用など地球環境に配慮した住宅建設に向けた支援が求められている。
- ・耐震偽造問題を契機として、国民の住宅の質に対する関心が高まっている。新耐震基準前の住宅の耐震化に向けた新たな仕組みづくりが求められている。

【品川区の現状】

- ・平成元年以降、区内では、4万戸を超えるファミリータイプの分譲マンションが供給され、中堅ファミリー層の区内定住が促進されている。
- ・ファミリーユ西五反田東館(31階:400戸)に代表される良質な区民住宅1056戸を整備し、民間事業者によるファミリー向け集合住宅の質を牽引している。
- ・市街地再開発事業での誘導などによる良質な住宅が建設され、商業、文化、子育て施設を適切に配置することにより、地域に新たな活力が生まれている。
- ・昭和56年以前の新耐震基準前の築25年以上の住宅、分譲マンション及び区営住宅の耐震化への対応が必要である。

成 果

- ・ファミリー層の定住化を推進するため、100億円の住宅整備基金を活用し、ファミリーユ西五反田東館、西館、ファミリーユ下神明と積極的にファミリー世帯向けの住宅を建設・整備した。区民住宅の約60%に子どもがおり、3世代対応の居住水準を確保することで、バランスのとれた人口構成と人口増を実現した。
- ・在宅介護が可能となるよう、2世代で住宅を取得する世帯に積極的に住宅取得助成を行った。
- ・バリアフリー化など住宅リフォームによる居住環境の改善と太陽光の利用など地球環境、シックハウス対策など環境と共生するための住宅づくりに向け支援・助成事業を拡充した。
- ・バリアフリー住まい館を活用し、高齢者に対しバリアフリー住宅等の普及啓発を図った。
- ・高齢者、低所得者の住宅を確保するため区内の宅建事業者の協力を得て、住宅のあっ旋事業を推進した。
- ・高齢者、低所得者など保証人が得られないため公的住宅に入居できない住宅困窮者のため民間の保証機関を活用する仕組みづくりを行った。
- ・市街地整備事業では、住宅、商業、文化、子育て支援施設を適正に配置し、人口増と地域コミュニティに中核となる新たな活力を生み出した。また、大崎駅地区、荏原市場跡地では区がまちづくりのグランドデザインを描き、都営住宅の建設を誘導した。
- ・地震による被害を軽減させるため、区民の意見を踏まえ「品川区耐震改修促進計画」(計画期間:19～27年度)を策定した。

第三次長期基本計画総括シート

都市像	I	活力にあふれた個性あるまち
中項目	5	消費生活

◆当分野の現状

【社会動向・国の政策動向】

- ・平成14年6月、新たに「消費者基本法」が制定された。
- ・政府全体として計画的・一体的に取り組むに当たっての基本的方針として、平成17年度から平成21年度までを対象とした「消費者基本計画」が平成17年度4月に閣議決定され、基本的方向性として「消費者の安全・安心の確保」「消費者の自立のための基盤整備」「緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応」の3点が掲げられている。
- ・国民生活センターや消費生活センター等によせられる消費生活相談は近年急激に増加しており、2004年度の全国の相談件数は約183万件、前年度比21.4%の増加となっている。
- ・近年、規制緩和が進展し、市場メカニズムの活用が進んでいることに加え、IT化や国際化の進展等により、新しい商品やサービスが登場し、消費者トラブルも多様化・複雑化している。

【品川区の現状】

- ・区は、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費者政策を推進する責務を有するとともに、商品および役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせん等に努めなければならないとされている。
- ・区の消費生活相談受付件数は平成16年度で4,311件を記録しているが、平成17年度3,151件、18年度2,675件と減少している。
- ・販売購入形態別で見ると、通信販売によるものが、店舗購入によるものを上回っている。

成 果

- ・消費生活相談の解決には専門相談員の役割が重要であり、5名の優れた相談員を確保し、消費者被害の救済や紛争の解決に大きな成果をあげてきた(20年度1名増員)。相談日は平日のほか土曜日にも電話相談窓口を開設し、相談者の利便を図っている。
- ・消費者の自立のための基盤整備と悪質商法・不当請求からの被害の防止のため「出前講座」を積極的に進めてきた。
- ・品川区消費生活展は32回目の伝統を誇り、18年度は入場者3,076名を数えるなど、多くの区民に親しまれている。

第三次長期基本計画総括シート

都市像	Ⅱ	緑ゆたかなうるおいのまち
中項目	1	水とみどり

◆当分野の現状

【社会動向・国の政策動向】

- ・首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）では1960年から2000年の40年間に農地・林地が約25%減少した。
- ・国は「地球温暖化対策推進大綱」（平成14年3月）を策定し、吸収源対策、国民への地球温暖化対策の普及啓発として都市緑化等を推進。また、「新・生物多様性国家戦略」（平成14年3月）を策定し、生物多様性を支える樹林地の確保、自然環境に配慮した配置・整備を推進。さらに、「ヒートアイランド対策大綱」（平成16年3月）を策定し、ヒートアイランド対策として地表面被覆の改善等を進めるため緑化地域制度等を創設。
- ・都市公園法の改正により、立体公園制度が創設された他多様な主体による公園管理の仕組みや借地公園の整備の促進の考え方が示された。
- ・東京都では、「東京における自然の保護と回復に関する条例」を策定し、1000㎡以上の敷地において建築物の新築、増改築等を行う場合、敷地や建築物上への一定基準以上の緑化が義務づけられることとなった。
- ・東京都と区市町（23区、26市及び2町）は、みどりの拠点や軸の中核となる都市計画公園・緑地の整備促進を目指し、「都市計画公園・緑地の整備方針」を共同で策定した。
- ・東京都では、「運河ルネッサンス構想」に基づき、運河の役割に新たに「観光資源」という視点を取り入れ、地元の住民、企業、NPOなど多様な主体と連携して、新たな運河利用や周辺環境の整備を検討し、水辺の魅力を向上していく取り組みを推進している。

【品川区の現状】

- ・平成16年度に実施した「みどりの実態調査」によると区の緑被率は12.7%となっており、前回調査（平成11年度）に比べ0.7ポイント増加している。
- ・「品川区みどりの条例」により、300㎡以上の敷地において建築を行う物件には、一定基準以上の緑化を義務付けており、さらに敷地面積1,000㎡以上の敷地については、屋上・壁面緑化も義務付けている。平成18年度の屋上緑化は約11,300㎡条例によって実施されている。
- ・屋上緑化等の取り組みの進展。
- ・大崎地区を中心とした再開発事業にともなう新設公園の増加。
- ・天王洲や東五反田の再開発区域内での運河・河川等の水辺利用の進展。
- ・民間レベルでの天王洲地区・勝島運河の栈橋設置。

成 果

- ・「水とみどりのネットワーク」の中心施設となるしながわ中央公園や東品川海上公園が開園。
- ・公共施設や民間建築物の緑化は着実に進展。
- ・公共による施設整備だけでなく、区民参加による施設・情報活用、施策展開等も言及した「新・水とみどりのネットワーク構想」を策定。

第三次長期基本計画総括シート

都市像	Ⅱ	緑ゆたかなうるおいのまち
中項目	2	都市景観

◆当分野の現状

【社会動向・国の政策動向】

- ・約500の地方公共団体が景観条例を制定するなど、景観の整備・保全の取組みが全国的に進展している。
- ・国土交通省では「美しい国づくり政策大綱」を策定し（平成15年7月）、景観法が平成16年6月に公布された。平成19年5月15日現在、策定済みの景観計画は47（国交省把握数）。
- ・東京都では、「東京都景観計画」を策定し、平成19年4月1日から施行している。

【品川区の現状】

- ・旧東海道の最初の宿場という歴史的な背景や東京湾に面しているという地形的な条件などから、魅力ある景観資源が数多く存在
- ・区は、地域の個性や文化的な特色に根ざしたまち並みを、より魅力的にするための基本的な指針として「しながわ景観ガイドプラン」を策定
- ・南品川3丁目地区における地区計画策定への対応
- ・北品川地区（旧東海道）や荏原地区（戸越銀座）における景観整備（電線類等架空線の地中化）の進展

成 果

- ・地域に根ざした魅力ある街並みづくりを進めるための品川区の基本となる指針、あわせて区民や事業者の手引きとして、「しながわ景観ガイドプラン」（平成17年6月策定）を策定した。
- ・旧東海道や戸越銀座での架空線の地中化に着手した。

第三次長期基本計画総括シート(その1／2)

都市像	Ⅱ	緑ゆたかなうるおいのまち
中項目	3	環境・清掃

◆当分野の現状

【環境】

①社会動向、国・都の政策動向

地球温暖化防止に関する国の動向は、「京都議定書」の発効(17.2.16)による国際間の約束および平成18年の「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正により、各自治体が温室効果ガスの削減と排出量の計画を作成した場合には公表を義務付けた。東京都でも、地球温暖化対策を環境確保条例改正で盛り込み、取組みを進めている。

一方、特別区の区長会でも、平成17年2月「京都議定書の発効にあたっての特別区共同宣言」を発表し、地球温暖化対策連絡協議会を設置、23区連携のもと「温室効果ガス排出量算定手法の標準化」を作成(各区分別温室効果ガス排出量算定中)する外、地球温暖化問題に共同して取り組んでいる。

当区では、平成13年環境ISO14001認証取得、平成14年環境配慮率先実行計画(地球温暖化防止実行計画を含む)を策定し、温暖化防止につながる省エネ・省資源活動や施策を推進してきた。さらに、21世紀の環境施策を示す品川区環境計画を平成15年に策定し、長期基本実施計画に基づき区民・事業者への啓発と区自らの実践事業を展開、現在、地球温暖化防止実行計画の改訂作業を進めている。

②大気・水環境の現状

一般環境大気測定局におけるNO₂、SO₂、SPM等の大気汚染物質についての環境基準達成状況は、いずれも固定発生源対策の実施により改善が進み、ほぼ全ての測定局で適合されつつある。また、自動車排出ガス測定局におけるSPMIについても、粒子状物質減少装置や低公害車の普及促進などにより大幅に改善し、都内大気環境は確実に改善している。しかし、自動車排出ガス測定局のNO₂の達成状況は依然として低い水準で推移していることから、低公害車の普及促進をさらに推し進めることが重要となる。

河川・海域における水質汚濁物質(BOD・COD)は、下水の高度処理水やJR東京駅地下水の導水より改善され環境基準を達成しているが、白濁や悪臭、りんや窒素による富栄養化による赤潮などの現象も見られる。水とのふれあいを回復する環境整備や浄化対策の推進のために測定結果を活用していく。

③環境確保条例の改正等に基づく業務の拡大

東京都公害防止条例を全面的に改正し「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(環境確保条例)が公布(施行:平成13年4月1日)。従前の工場公害規制に加え、自動車公害対策の充実強化や化学物質の適正管理、土壌地下水汚染対策、そして環境への負荷の低減の取組等を新たに規定。また、平成15年には土壌汚染対策が施行された。15年に騒音規正法、振動規正業務など住民に身近な業務が拡大してきた。

【清掃】

(社会動向・国の政策動向)

○廃棄物・リサイクル

・循環型社会形成推進基本法を始めとする、循環型社会形成に向けた法制度が施行された。
このような各種法の実施により、国民のごみ問題に対する意識が高まった。

(品川区の現状)

○廃棄物・リサイクル

・区移管以降区の独自性を発揮した清掃事業を展開している。
・品川区のごみ量は減少傾向であり、資源の回収量は増加傾向にある。
・23区では最終処分場の延命、資源の有効活用の観点から平成20年度内に資源以外の廃プラスチックなどを「燃やすごみ」として収集し、焼却することにより熱エネルギーとして回収し、発電などに利用するサーマルリサイクルを実施する。

成 果

【環境】

1. 環境保全対策等

- ①平成13年9月～環境ISO14001の認証取得し省エネ・省資源に取組み、取得前年度比の削減率は電気約－6%、水道約－16%、ガス約－14%等である。
- ②平成15年4月～しながわ版学校ISOをモデル数校で開始し、現在小中全学校で実施に至る。家庭ISOは、278家庭から1287家庭に取組み増加。
- ③平成15年8月：「環境と共生するまち しながわ」を目指す区の環境行政の指針となる「品川区環境計画」を策定。
- ④平成15年10月～様々な分野の区民等から構成する「環境活動推進会議」を設置、Ecoフェスティバル等の企画運営や実践活動に直結するアイデアが生まれている。
- ⑤平成17年10月～環境情報活動センターを開設、環境NPOによる運営。1年3ヶ月の運営実績で利用者8,200人、環境講座34回1,050名の参加者等。
- ⑥平成17年10月～しながわ環境大賞を創設し、第1回授与式を開催9団体が受賞。6団体がEcoフェスティバルに参加し、活動範囲を広げている。
- ⑦サマールックキャンペーン(平成14年～)、ウォームビズ(18年～)実施し、区民や事業者の温暖化防止の意識啓発に努めている。
- ⑧ヒートアイランド対策のクールルーフ推進区として8物件に対策助成した。
- ⑨特別区長会の地球温暖化問題共同事業による各区分温室効果ガス排出量が平成19年5月に算定。

2. 都市型公害対策等

- ⑩平成15年10月～都の環境確保条例のディーゼル車規制に合わせ、低公害車導入促進事業を開始。(18年度末助成件数269件)
- ⑪平成17年4月から、カラス苦情に対する総合窓口を設置し、苦情・相談や巣の撤去助成を実施している。18年度までの実績累計は、苦情相談1,873件、巣等撤去助成401件である。
- ⑫平成18年、ヒートアイランド対策等の啓発のため測定データ「シナモニ」、および大気環境データ「しながわの空」による情報提供。

3. その他意識啓発等

- ⑬平成14年10月～ノーレジ袋運動(現マイバッグ運動)を実施し、環境意識の向上等を推進。(参加協力店583店舗)
- ⑭平成14・15年度～：エコクリーン店・エコクリーン事業所認定事業の開始。(店舗54、事業所39)
- ⑮平成4年3月16日に、地球環境の保全、リサイクル活動の推進に寄与するために行う事業に要する財源を確保するため、「品川区地球環境リサイクル基金条例」を制定し基金に10億円を積立、運用益金により継続的な事業展開を行っている。

【清掃】

- ・平成12年5月一部商店街で早朝収集回収を開始した。
- ・平成14年4月区独自の粗大ごみ受付センターを開設し、受け付け時間の延長を行った。
- ・平成14年9月高齢者・障害者等のごみ資源各戸収集を開始した。
- ・資源品目の拡大を順次展開し、資源回収量が増加してきている。
 PET H16 786t → H18 1,304t に増加
 紙箱 H16 4t → H18 85t に増加
- ・平成17年7月区内全域で各戸収集を開始した。
- ・平成19年3月資源化センターの中間処理能力向上のため設備の充実を図った。
- ・家庭用生ごみ処理機の購入助成。

第三次長期基本計画総括シート

都市像	Ⅲ	健康で喜びをもって生きられるまち
中項目	1	健康

◆当分野の現状

【社会動向・国の政策動向】

○健康をめぐる動向

- ・医療技術の発展等により感染症を中心とした急性疾患が減少する一方、生活習慣病が増加しており、内臓脂肪型肥満をベースとしたメタボリックシンドローム対策などの「生活習慣を意識した健康づくり」が重要視されてきている。
- ・うつ病や自殺、ストレス疾患等の「心」の健康問題が深刻化してきている。
- ・平成14年には健康づくり施策を推進する「健康増進法」が制定され、市区町村には健康増進計画策定の努力義務が規定された。
- ・平成17年には健全な心身を培う食育を推進するための「食育基本法」が制定され、国民の健全な食生活の確立に向けた支援が求められている。

○疾病予防

- ・平成18年のがん対策基本法の制定に伴い、増加基調にあるがんに対する総合的かつ計画的な取組が求められている。
- ・平成20年度医療制度改革により医療保険者に特定健診、特定保健指導が義務化された。

【品川区の現状】

○区民の健康づくりをめぐる動向

- ・家庭での介護力低下に対応する要支援・要介護者へのリハビリテーションを含めた健康維持が重要。
- ・平成16年度策定の次世代育成支援対策行動計画による母子保健と児童福祉の連携を進めている。
- ・区民が身近な地域で健康づくりに取り組むための家庭、地域、学校、企業等との連携が求められている。

○疾病予防

- ・平成20年度医療制度改革における特定健診、特定保健指導の医療保険者義務化を受け、対応が必要である。
- ・新型インフルエンザ、エイズ等の新興感染症対策の充実が必要である。

成 果

- ・「区民健康づくりプラン品川」を策定し、プランに基づいた事業を具体化した。
- ・13地区で地域健康づくり推進委員会を組織し、区民の自主的な健康活動を活発化させた。
- ・メタボリックシンドローム対策として各種予防教室を実施し、自主グループの育成・支援を図った。
- ・食からの子育て支援について16年度事業部内検討会を立ち上げ、18年度では「子育て支援」「健康づくり」の両面から、事業部内連携関連課の事業を整理し、食育周知のためのリーフレット等を作成することとした。
- ・食品・飲料水等の安全・安心な環境づくりのための計画的指導および啓発活動を実施した。
- ・区民健診やがん検診等を通じ区民の健康意識の向上を図った。
- ・区民の心の健康づくりの推進のため、毎年、統合失調症、うつ、認知症、アルコール依存、人格障害等についての相談を2万件行っている。
- ・休日等の応急診療を整備するとともに、かかりつけ医・歯科医・薬局等のシステムを拡充した。

第三次長期基本計画総括シート

都市像	Ⅲ	健康で喜びをもって生きられるまち
中項目	2	子育て

◆当分野の現状

[社会動向・国の政策動向]

・国においては、1990年代半ばからの「エンゼルプラン」「新エンゼルプラン」に続き、少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法などを制定している。昨年からは新しい少子化対策として、子育て家庭を大切にするという視点から、働き方の改革をはじめ家族や地域の多様な子育て支援策が推進されている。

・核家族化や共働き家庭の増加に伴い、子育てに対する不安や負担感が強まり、男女が協力して子育てしていく意識や社会的支援の仕組みも不十分となっている。同時に、子育てを支える地域社会の結びつきや子どもに対する目配りも希薄になり、子育て力の低下がみられ、孤立している子育て家庭が少なくない。

[品川区の現状]

・品川区の合計特殊出生率は0.88前後で推移してきたが、平成18年には0.94となり、出生数は平成12年に比べて約20%の増と、わずかながら回復してきている。

・次世代育成支援対策推進法の制定を受け、区では平成17年に行動計画を策定し、全庁的な取り組みにより、次世代育成支援策を総合的に推進している。

・保育の充実や子育て支援センターの開設などによる就労・在宅家庭への支援に加え、区独自の児童手当や乳幼児医療費助成制度の拡充など経済的支援の充実も図られている。

・子どもの健やかな成長を促す家庭環境の整備と、ライフスタイルや就労形態の多様化に対応した支援とともに、子どもと家庭を地域全体で支えていく取り組みが必要となっている。

成 果

・児童センターは、ティーンズプラザを計画的に整備したことにより、中高生の利用が増加し、地域の健全な活動拠点として定着してきている。また、親子サロンについても、乳幼児親子の交流の場として活用されている。

・平成18年に「子ども家庭あんしんねっとネット協議会」を設置し、地域で子どもと家庭を支援するネットワークの形成を図り、児童虐待などの要保護児童や問題を抱えた家庭の見守り・相談体制を整えた。また、子育てに不安を抱える親に対しては、個別指導や集団交流会などにより、育児力の向上を図った。

・保育事業は、仕事と子育ての両立支援実現のため、年末保育、延長夜間保育、休日保育、病後児保育などの特別保育を充実し、保育水準の向上を図った。また、保育園施設を活用して一時保育を充実し、在宅子育て家庭の支援に努めた。

・保育園施設の整備面では、認可保育園3箇所の新設により413名の入園定員増を実現したほか、10箇所の認証保育所新設や定員の弾力的運用等により、効果的な需要対応に取り組んだ。また、既存施設においても10箇所の施設整備を計画的に行い、保育環境の向上を図った。

・幼稚園と保育園の機能を一元化した幼保一体施設を3箇所開設するとともに、幼稚園における短時間就労の支援と保育園における幼児教育の強化に努めた。

第三次長期基本計画総括シート

都市像	Ⅲ	健康で喜びをもって生きられるまち
中項目	3	高齢者の保健・福祉

◆当分野の現状

【社会動向・国の政策動向】

○全般

- ・わが国の高齢者数は平成17年現在2,576万人(20.2%)であるが、平成27年(2015年)には3,378万人(26.9%)、平成37年(2025年)には3,635万人(30.5%)まで増加すると見込まれている。(国立社会保障・人口問題研究所 平成18年12月中位推計)
- ・介護保険制度の導入や規制緩和等により、市区町村や社会福祉法人などに加え、民間事業者やNPO法人など、介護サービスの提供主体が多様化してきている。

○介護保険

- ・平成18年4月の介護保険制度改正の「自立支援」という基本理念に基づき、予防重視型システムへの転換を図るため、介護予防マネジメントシステムの推進を図るとともに、介護予防サービスを拡充・整備する必要性が今後さらに高まる。
- ・また、地域における安心な生活を確保するための地域包括支援システムの強化や認知症高齢者の在宅生活支援への対応が強く求められている。

【品川区の現状】

○全般

- ・本区の高齢者は平成20年4月現在約67,000人となり、総人口の19.4%を占め、今後も高齢化は進行していくものと見込まれる。

○介護保険

- ・地域生活を支えるサービス基盤充実への対応を図る必要がある。
- ・これから的高齢者像(団塊世代の高齢化の進展等)を想定し、多様な生活様式やニーズを持つ高齢者に対応するための施設の検討・整備を進めていく必要がある。

成 果

- ・平成12年までに、高齢者福祉の基盤(高齢者福祉施設、在宅サービス)は、一定の水準で整備された。この結果、介護保険制度への円滑な移行が実現した。
- ・在宅介護支援センターが中心にケアマネジメントを行う、在宅介護支援システムが定着した。
- ・介護予防の機能を既存の在宅介護支援システムに付加することにより、予防重視型システムへの転換が円滑に実施できた。
- ・認知症高齢者の増加が見込まれることから、その在宅介護を支援し、地域ぐるみの総合的な施策を展開すべく、ケアスタッフの福祉カレッジにおける人材育成の強化や、認知症サポーター育成モデル事業により区民向けの普及啓発を行った。
- ・ケアハウス制度のもと、国・都の補助金を効果的に活用にし、区独自の安心の住まいやケアホームなどを整備し区民の多様なニーズに応えることができた。

第三次長期基本計画総括シート

都市像	Ⅲ	健康で喜びをもって生きられるまち
中項目	4	障害者(児)福祉

◆当分野の現状

【社会動向・国の政策動向】

- ・平成12年の社会福祉基礎構造改革において身体障害者福祉法等が改正され、平成15年から新しいサービスの提供のしくみとして「支援費制度」が導入され、従来の措置から「利用者の自己選択と自己決定」を基本とするしくみへと大きく変化してきた。
- ・また、平成18年4月から「障害者自立支援法」が施行され、障害者が地域で自立した生活を営むために、必要な障害福祉サービス提供の一元化が図られ、就労支援を含めて、総合的な自立支援システムの確立が求められている。
- ・このほか、平成17年度には発達障害者支援法の制定、障害者雇用促進法の改正なども行われ、障害者福祉をめぐる状況が大きく変化している。

【品川区の現状】

- ・本区における身体障害者手帳所持者数は平成19年3月末現在8,621人、知的障害者(児)「愛の手帳」所持者数は同1,334人となっている。
- ・全国的な法改正に応じて、障害者が地域で自立した生活が送れるように、利用者の立場にたった質の高い福祉サービスの提供を図ってきている。
- ・今後は「品川区障害者基本計画」や障害者自立支援法に基づく既存施設やサービスの再編を行い、障害者が地域で自立した生活を送るための施策の総合化を図っていくところである。

成 果

- ・第三次長計がスタートした段階で、区内障害者施設の整備は概ね目標を達成したが、「施設から地域」へと考え方が大きく変化したこともあり、本計画期間中においては地域移行をめざした「かがやき園(知的障害者入所施設)」の設置、「げんき品川(障害者就労支援センター)」の開設、障害者の生活を支援するセンターとしての「障害者生活支援センター」や、「たいむ(精神障害者地域生活支援センター)」など地域で自立した生活を支援する公的サービスの拡充を図った。
- ・障害者自立支援法に基づき、障害者が地域で自立した生活を営むために必要な障害福祉サービスの一元的な提供の方法や就労支援など総合的な自立支援システムがもとめられており、新体系への移行や様々な取り組みが実施されてきている。

第三次長期基本計画総括シート

都市像	Ⅲ	健康で喜びをもって生きられるまち
中項目	5	生活福祉

◆当分野の現状

【社会動向・国の政策動向】

- ・わが国における生活保護制度の被保護人員は近年増加傾向を続けており、平成12年当時107万人であったものが、平成17年には148万人まで増加しており、保護率（人口1,000人に対する被保護人員数）も平成12年の8.4から平成17年には11.6まで上昇している。
- ・こうしたなか、厚生労働省では、最低生活費の給付を重点としてきた生活保護制度を、被保護世帯の自立を支援する制度に転換することとし、「自立支援プログラム」の策定・実施を進めている。

【品川区の現状】

- ・平成4年度から増加が続いてきた要保護者等からの相談件数と生活保護受給者数は、景気回復や経済指標の好転から、その伸びが鈍化している。
- ・本区では、平成17年度から、被保護者に対する就労支援と、在宅精神障害者の自立生活支援にむけ、それぞれ個別支援プログラムを策定し、新たに設置した各専門非常勤職員と協働しながら、計画的で組織的な支援に取り組んでいる。
- ・具体的には就労支援では、初年度から就労自立廃止で高い実績をあげ、保護受給に係る各種調査、介護扶助全般のチェック、並びに、面接相談員に、国庫補助を受けながら豊富な知識と経験を有する専門非常勤職員を配置した。（これまで常勤職員のみが担ってきたが、複雑多様化する被保護者への迅速で適確な対応には、専門資格と知識経験を備えた非常勤職員の活用が有効。）
- ・ひとり親家庭については、近年増加傾向にあり、その多くが非正規就労や低賃金のもとで低所得の域にある。区としては、医療費の助成や自立支援助成事業などの対策を講じてきたところである。

成 果

- ・生活相談の内容は複雑多様化しており、適正で迅速な問題解決に努めている。
- ・自立した地域生活にあっては、住まいの確保が欠かせないため、その側面的な支援を行っている。住まいの確保が難しい要保護者には、区内宅建団体の連携のもと斡旋を行っている。
- ・多額の医療費の支払が必要な低所得者に、資金を貸しつけ、療養の確保と生活の安定を図っている。
- ・平成14年「品川区ひまわり荘（母子生活支援施設）」改築・開設
 - 医療費の一部助成等経済的支援の実施
 - 講座受講・資格取得の一部助成、パソコン教室の開催等自立支援の実施

第三次長期基本計画総括シート

都市像	IV	平和と文化をはぐくむまち
中項目	1	人権

◆当分野の現状

【社会動向・国の政策動向】

○人権問題全般

- ・国連総会決議「人権教育のための国連10年」(平成7年～平成16年)うけ「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」(平成9年7月)を策定し、関係府省の取り組みを進めている。
- ・また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を平成12年12月に制定し、「人権教育及び人権啓発に関する基本計画」を平成14年3月に策定している。

○同和対策

- ・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効(平成14年3月)にともない、国の同和対策事業は一般対策事業へと転換した。これにより、意識啓発事業等、人権啓発事業の一環として推進する方向性が強まっている。

○男女共同参画

- ・男女雇用機会均等法が改正され、平成19年4月より施行されている。
- ・全国的に見ても、女性の登用拡大に向けた取組や大企業を中心としたコース別雇用管理の見直しが見られるが、賃金格差や就業形態の違いを背景とし、給与所得は男女で大きな差がある。
- ・パートナーからの傷害・暴行は増加傾向にあり、また、セクシャルハラスメントも増加している。

【品川区の動向】

- ・平成5年4月に「人権尊重都市品川宣言」を制定しており、平成16年調査での認知状況は33.2%
- ・男女共同参画については、第3次行動計画を平成13年度に策定し、取り組みを進めている。平成16年調査では、性別役割分業には否定的な意見が5割を超える。

成 果

○人権啓発

- ・人権啓発事業・人権教育の推進によって、人権尊重都市品川宣言の認知度が上昇するなど、区民の人権意識が着実に高まった。
- ・人権侵害に直面している区民に対して、各種相談事業を実施し、問題解決、生活再建等の支援を行った。

○男女共同参画

- ・男女共同参画社会の実現に向けて、第三次行動計画品川プランを策定した。(計画期間:平成13年度～22年度)
- ・計画推進のために行動計画推進会議を設置し、性別による固定的な役割分担意識の解消を進めるなど、男性と女性がともに豊かな社会生活を築いていくための取り組みを深めた。

第三次長期基本計画総括シート

都市像	Ⅳ	平和と文化をはぐくむまち
中項目	2	平和

◆当分野の現状

【社会動向・国の政策動向】

○平和・国際交流

- ・外国人登録者数は年々増加傾向にある。
- ・国は、国際交流を政策の一つの柱として積極的に推進している。
- ・戦後50年の節目にあたる平成7年には、「平和友好交流計画」を発足させ、アジアを中心とした交流事業を10ヵ年計画で活動するなど、平和友好交流事業を実施している。
- ・外務省では、わが国の文化外交の方向性を定め、文化交流事業の実施機関である国際交流基金と連携しつつ、日本文化の海外への発信をはじめとする各種の文化交流事業を展開している。

【品川区の現状】

○平和・国際交流

- ・「非核平和都市品川宣言」を制定し、品川図書館の平和資料コーナー常設、非核平和パネル展などによる普及啓発活動を展開。
- ・戦争体験者が減少する中、戦争の悲惨さと平和の大切さを次の世代に伝える施策の展開（中学生広島平和使節派遣、青少年長崎平和使節派遣など）
- ・品川区の外国人登録人口は平成20年3月末日現在で11,683人であり、対前年比約740人の増加である。また、区内には9カ国の大使館と4カ国の領事館が存在している。
- ・姉妹都市・友好都市との交流事業を通して世界平和に貢献（品川区国際友好協会によるホームスティの相互派遣など）
- ・情報通信機器の発達や外国人の増加などにより異文化とふれあう機会が増大する中、地域において異文化への理解・尊重の精神を涵養することが重要となっている。

成 果

- ・平和の実現に向けて、「非核平和都市品川宣言」に核兵器廃絶と恒久平和確立の願いを込め、平成16年度の制定20周年までに継続して行われてきた記念事業展開により、宣言趣旨の普及・啓発がほぼ達成されてきた。
- ・平和派遣事業については、平成15年度から広島に加え長崎へも事業を拡大し、平和の大切さを次世代に伝えている。
- ・平和を願う区民の気持ちを世界に伝えるため、姉妹・友好都市交流事業を中心に異文化にも触れ、国際相互理解を深めつつある。

第三次長期基本計画総括シート

都市像	IV	平和と文化をはぐくむまち
中項目	3	文化

◆当分野の現状

【社会動向・国の政策動向】

- ・世論調査によると、国民が求める「豊かさ」の種類は年々「物の豊かさ」よりも「心の豊かさ」を求める傾向が強い。
- ・文化審議会は平成19年2月に「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて」を答申し、①文化力の時代を拓く、②文化力で地域から日本を元気にする、③国・地方・民間が相互に連携して文化芸術を支えることを基本的視点と捉えるとともに重点的に取り組むべき事項の一つとして「地域文化の振興」を掲げている。この中で、地域の文化力を地域経済や観光、教育、福祉等の分野はもとより、広くまちづくりに生かすことが求められているとしている。
- ・日本21世紀ビジョンに関する専門調査会では、今後文化の魅力が国際競争力の中で重要性をもち、新しいブランドを確立するとしている。

【品川区の現状】

- ・区民の文化に対するニーズや活動の主体が多様化し、また文化・芸術活動を発信する媒体が多様化している。
- ・様々な自主グループが地域に根ざした活動を展開し、また民間ノウハウの活用が積極的に行われている。
- ・キャッツシアター・銀河劇場など民間施設を拠点とした活発な文化活動が展開されつつある。
- ・区内には無形民俗文化財など多数の文化資源が存在しており、こうした伝統文化の継承普及や、文化資源を活用した産業・観光など他分野とのかかわりの広まりと深まりが重要となっている。

成 果

- ・区民の芸術・文化活動の支援として、文化センターやメイプルセンターなど場の整備を行ってきた。
- ・実行委員会方式の区民作品展などを開催し、区民の芸術・文化活動の発表と交流の機会を提供している。
- ・文化フェスティバルや合唱祭などを通して、団体の育成やネットワークが広がりつつある。
- ・品川歴史館では特別展等の開催を通じ、区内の地域史の掘り起こしと紹介に努めている。
- ・伝統文化子ども教室をすまいるスクール等で実施するなど伝統文化の担い手と学ぶ側のスムーズな展開がされてきた。
- ・新たな芸術・文化を創造・発信するため、Web上にインターネット美術館を開設し、区民の誰もが家庭の居間から気軽に参加・鑑賞できるような文化芸術活動の場を提供している。

第三次長期基本計画総括シート

都市像	Ⅳ	平和と文化をはぐくむまち
中項目	4	学校教育

◆当分野の現状

【社会動向・国の政策動向】

- ・我が国の教育は、国際的にも高く評価されてきたが、近年、家庭や地域社会の教育力の著しい低下や学校におけるいじめ、不登校などの問題は深刻化している。
- ・子どもの学力については、国際的に見て上位にあるものの、判断力や表現力、読解力が十分身についていないこと、学習意欲が低いこと、家庭学習の習慣が十分身についていないことなどが指摘されている。
- ・こうした中、平成17年中央教育審議会では「新しい時代の義務教育を創造する」と題した答申を取りまとめ、確かな学力、豊かな心と豊かな体の育成を掲げた制度改革を推進し、また、国から地方へ権限を委譲することにより、地域独自の教育経営の充実を求めている。
- ・さらに、平成18年度の教育基本法の改定に続き、関連法案も改定された。

【品川区の現状】

- ・品川区は、平成11年より品川区の教育改革「プラン21」を設定し、学校の自由選択制、学力調査や外部評価などを積極的に取り入れて全国に先駆けた教育改革を推進している。
- ・平成18年度からは小中一貫校・日野学園の開校をはじめ小中一貫教育の全区展開に取組み、小学校からの「英語教育」、「市民科」などを導入して確かな学力の定着と、豊かな人間性の育成に努めている。
- ・一昨年夏には、品川区において全国小中一貫教育サミットが行われるなど、その取り組みは全国的に注目され、保護者の学校教育に対する関心も高まっている。

成 果

- ・品川区の教育改革「プラン21」の導入により、校長を始めとする教職員には意識の変化が見られ、各学校の特色を前面に出しつつ、確かな学力の定着や豊かな人間性の育成に積極的にとりくむ「成果基盤型」の学校へと変化した。
- ・各学校が互いに切磋琢磨し、成果を競いあうようになって品川区全体の教育レベルが向上した
- ・児童・生徒の社会性や道徳性を育成するために新たに設けた「市民科」の実施により、児童・生徒の言動に好ましい変化が見られるようになった。
- ・全児童対象の健全育成事業を展開する「すまいるスクール」を全小学校に開設した。

第三次長期基本計画総括シート

都市像	Ⅳ	平和と文化をはぐくむまち
中項目	5	生涯学習・スポーツ

◆当分野の現状

[社会動向・国の政策動向]

・人々が、いつでも、どこでも学ぶことのできる生涯学習社会の構築が望まれており、中央教育審議会においても「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」審議されているところである。この中で、国民一人ひとりの学習活動を促進するための支援策の充実や、家庭、地域の教育力の向上などが求められている。

・地方分権時代を迎え、地方制度調査会や中央教育審議会においても、首長と教育委員会との関係について、文化、スポーツ、生涯学習支援等は自治体の判断により、首長が担当することを選択できるようにすることが適当であるとの答申がされている。都、他区においても、こうした動きは既に実施されている。

・2013年東京国体、2016年東京オリンピック招致など、スポーツ分野を軸にした地域コミュニティの動きが活発化しつつある。

[品川区の現状]

・区教育委員会の教育目標・基本方針に「生涯学習の推進」、「スポーツ文化の振興」を掲げ、生涯学習・スポーツの推進に努めてきた。

・生涯学習・スポーツの環境整備について、体育館、文化センター等の計画的改築・改修を行っている。

・図書館資料の充実、ビジネス支援図書館の開設など魅力ある図書館づくりを進め、生涯学習活動を支援してきた。

成 果

・生涯学習・スポーツのニーズの高まりにこたえ、ライフステージに応じた学習機会の充実に努めてきており、家庭教育支援のための保護者向け講座やシルバー大学等定着してきている。

・区内大学等と共催で実施している公開講座は、それぞれの学校の地域貢献事業として充実した内容で実施しており、好評を得ている。

・スポーツ事業では、17地区スポ・レク推進委員会が中心となって地域スポーツ事業を推進し、定着してきている。

・区立施設(スポーツ系・集会所系)の利用申込について、平成14年度予約システムを導入し、利便性が向上し利用が増加した。

・ホームページを活用するなど、生涯学習の情報提供の充実に努めてきた。

・図書館におけるインターネットサービスの導入、新しい資料の提供により、利用は着実に増えている。

・子ども読書推進計画を策定し、家庭・地域・学校・図書館が連携して、読書活動の推進に取り組んでいる。

第三次長期基本計画総括シート

都市像	V	心のふれあう思いやりのまち
中項目	1	ふれあい

◆当分野の現状

【社会動向・国の政策動向】

- ・都市化の進行と価値観の多様化等により、自治会、町内会といった地縁型組織は特に都市部において加入率の低下と高齢化・固定化が進行している。
- ・一方で、世論調査では社会貢献意識を持つ人の割合は比較的高い水準を保っており、NPO法人登録数も増加傾向にあるなど、活動目的型のコミュニティは形成されている。
- ・国も「新しい公共」とよばれる概念を提示し、地域の多様な主体が地域活動に参加することが必要であるとしている。
- ・こうした政策的な背景に加え、平成8年頃から平成14年頃にかけてみられた急激な犯罪認知件数の増加や、急速な高齢化の進展といった社会背景により、実際に防犯や高齢者介護などの分野でこうした活動が活発化している。
- ・さらに、団塊世代の離職により、こうした地域活動の活性化が期待されている。

【品川区の現状】

- ・高層共同住宅が増えており、マンション住民は地域への関心・関与が弱い傾向にあり、地域からの働きかけもオートロックの普及等により困難となっている。
- ・近隣との関係が希薄な孤立しがちな区民が増えている一方で、地域で困っている人を支援しようとするボランティア活動は配食活動など定着している。また、品川区世論調査では約4割が何らかのボランティアやまちづくりのための活動への参加意向があるとしている。
- ・23区内では相対的に犯罪発生率が低く安全な地域と認識されているが、減少を続けていた刑法犯認知件数が18年度は増加に転じるなど、犯罪発生に下げ止まりのきざしが見られる。
- ・都市にない自然を求めて、市町村交流事業に参加する区民は多く、自主的なグループが継続的に活動している。

成 果

- ・地域での支え合い活動（ふれあいサポート活動）は、配食サービス・健康づくり・災害時要援護者支援・生活安全へと拡大し、また地域住民による自発的な支えあい活動も活発に行なわれており、多くの区民が参加している。
- ・防犯活動では、生活安全担当係の設置など組織整備が進み、近隣セキュリティシステムの運用・生活安全サポート隊の拡充など全国に先駆けた防犯対策が効果を発揮している。また、地域における生活安全に対する関心も高まり、ボランティアによる防犯パトロールなど自主的な動きも増加傾向にある。
- ・地域に密着したコミュニティ施設である区民集会所は、内装・照明・空調等の継続的な改修と使い易い机・椅子への更新が行なわれ、エレベーター整備等のバリアフリー化と併せ、子どもから高齢者の幅広い世代にとっても利用しやすい施設となっている。
- ・なぎさ会館、臨海斎場がオープンし、区民の斎場利用についての利便性は向上している。
- ・市町村交流では、毎年多くの区民が大自然を求めて交流先を訪れている。少年野球チーム等の夏季合宿先となり、自主的な交流活動を楽しむグループが年間を通して活動し、交流の輪を広げている。

第三次長期基本計画総括シート

都市像	V	心のふれあう思いやりのまち
中項目	2	青少年の育成

◆当分野の現状

【社会動向・国の政策動向】

・青少年による凶悪・粗暴な事件や薬物乱用問題等青少年をめぐる問題は未だに深刻な状況にある。

・青少年が、社会とのかかわりを自覚し、自律的個人としての自己を確立・向上させていけるよう支援し、一方で健やかな成育を阻害する要因を除去することが国の青少年健全育成の基本方針である。

・東京都においては、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」を改正し、不健全図書類の販売等の制限やインターネット利用に係わる事業者・保護者等の責任など、健全育成のための環境整備、非行防止等の措置を講じている。

【品川区の現状】

・子ども期にスポーツ等を通して、体を動かしたり、人と触れ合うことは、社会性、協調性、自主性などを学ぶ上で重要であることから、少年少女教室や各種スポーツ事業等を推進してきた。

・青少年対策地区委員会による健全な環境づくりや明るい家庭づくりへの啓発事業等が地域で盛んに行われ、多くの参加を得ている。

・思春期の心身の健康への対応として専門相談や講演を行なうとともに、喫煙・飲酒・薬物禁止等の普及啓発事業を実施した。

成 果

・13地区の青少年対策地区委員会では、各種事業により毎年延べ8～9万人の参加者を集めている。また18年度には発足50周年事業が連合で実施されるなど、地域における青少年健全育成活動への理解と地域団体間の交流が促進された。

・児童センターでは10代のグループ活動を支援し、音楽バンドでは40以上の団体が活動している。また、子ども冒険広場を設置し、魅力ある遊び場の整備を行ってきた。

・思春期の健康づくりではこころの問題への相談やひきこもりの家庭を支援する体制が整えられてきた。青少年の非行と関連する健康危険行動の喫煙・飲酒・薬物乱用・性行動の低年齢化に対しては、保健所・児童センター・教育委員会等と連携して年齢に応じた効果的な啓発事業を展開している。

第三次長期基本計画総括シート

都市像	V	心のふれあう思いやりのまち
中項目	3	高齢者の社会参加

◆当分野の現状

【社会動向・国の政策動向】

- ・従来よりも就業、ボランティア、生涯学習、スポーツなどに関心を持ち積極的に活動する(したいと考える)高齢者が増加しており、多様な年代層の多様な活動のための仕組みをつくることが求められている。特に今後数年で労働市場からの引退が想定される団塊世代等を視野に入れながら社会参加の仕組みを構築していくことが重要である。
- ・こうした中で、平成18年4月から改正高年齢者雇用安定法が施行され、段階的に65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等の措置を講ずることが事業主に対し義務づけられるなど、高齢者の労働力率は今後高まっていくことが想定される。
- ・また、定年等で地域に回帰してきた人を、自治会や各種活動団体などの地域活動の担い手として活躍してもらうために、全国の自治体では地域活動支援などの取組が盛んに行われている。

【品川区の現状】

- ・本区の高齢者は平成20年4月現在で約67,000人であるが、そのうち元気な高齢者は、約56,000人(高齢者の約84%)であり、高齢者数の多数を占めている。
- ・シルバー人材センターと社会福祉協議会が連携し、就業に関する様々な支援を行う、無料職業紹介所「サポしながわ」を支援し、一層の事業の推進を図ることが重要である。
- ・区内にある16ヶ所のシルバーセンターの利用形態を拡充し、介護予防事業の地域拠点として施設整備するとともに、多様なサービスを展開していく必要がある。

成 果

- ・平成14年に「高齢者の社会参加プログラム」を策定し、「就業」「ボランティア」「若い世代との交流」「学習・スポーツレクリエーション」「健康づくり」の5つの課題を柱として、現在の事業を体系化した。
- ・ふれあいサポート活動へ高齢者クラブの参加促進を図った。
- ・55歳以上を対象とした無料職業紹介所(サポしながわ)を平成14年に開設し、年間300人近い就職紹介を行っている。
- ・シルバー人材センターは、本年30周年を迎え、就業率は90%に近い。
- ・ヤングシニアを意識した高齢者の社会参加を促すため「しながわシニアネット」を平成19年に発足させた。
- ・講座出身者や公募によるサポーター(事業補助者)の協力を得て、「いきいき脳の健康教室」「いきいき筋カトレーニング」「シニアのための男の料理教室」等介護予防事業を実施している。

第三次長期基本計画総括シート

都市像	V	心のふれあう思いやりのまち
中項目	4	地域福祉

◆当分野の現状

【社会動向・国の政策動向】

○地域福祉の総合的推進

- ・家庭や地域の相互扶助機能が低下する中で、市区町村を中心とする福祉行政の役割が重要視される中で、平成12年6月には社会福祉事業法等の改正により、「地域福祉の推進」が明確に位置づけられ、推進されてきている。
- ・地域福祉は行政から特定の人に対する社会福祉ではなく、地域住民の参加を得ながら地域におけるノーマライゼーションを実現するものであり、地域住民の自発的・積極的な参加が求められている。
- ・住民同士の互助による地域福祉の推進が求められる一方で、平成17年度より施行された個人情報保護法の影響により、住民同士の情報が十分に活用できず、地域福祉の推進を阻害している面も指摘されている。

○人にやさしいまちづくり

- ・これまで、建築物に関するハートビル法、公共交通機関に関する交通バリアフリー法によって、高齢者、障害者等の移動等の円滑化が図られてきたが、平成19年1月よりバリアフリー法に一本化され、地域の総合的なバリアフリーが推進されている。

【品川区の現状】

○地域福祉の総合的推進

- ・本区では、平成8年2月に社会福祉協議会が中心になって策定した「ふれあいサポート活動計画」に基づき、区民が相互に助け合う地域福祉活動を推進してきた。
- ・今後、さらなる少子高齢化や核家族化が進む中で、高齢者や障害のある人を含めた全ての区民が、家族や地域とつながりを保ちながら共に暮らせる地域社会の実現が求められており、区民一人ひとりの自主的・主体的な福祉活動への参加をより一層促進するための検討が必要である。

○人にやさしいまちづくり

- ・建築物等のバリアフリー化など福祉的整備の指導の促進を図っているところである。
- ・高齢者や障害者等が、安心して快適に生活できる、やさしいまちづくりの推進計画改定に向けた検討が必要である。

成 果

- ・鉄道駅のバリアフリー化は、平成13年が14駅(40%)であったのに対し平成19年には33駅(94%)に上昇した。
- ・品川成年後見センターを立ち上げ、成年後見センターを法人後見人として、ケースの発見から後見活動に至るまで、連携を密にしたきめ細やかな対応ができるしくみを構築し、全国一の成果を上げた。
- ・地域での支え合いボランティア活動拠点として、2箇所のほっとサロンを整備した。
- ・都南病院跡地の「やさしいまちづくりプラン」を策定した。

第三次長期基本計画総括シート

都市像	V	心のふれあう思いやりのまち
中項目	5	地域防災

◆当分野の現状

【社会動向・国の政策動向】

- ・中央防災会議では、自助・公助・共助それぞれの役割から防災活動を展開することが重要としている。
- ・特に、地域における主体的な防災活動が重視されており、中央防災会議は、平成18年4月に「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を策定し、同年12月には「災害被害を軽減する国民運動の具体化に向けた取組について」を発表し、国民運動を推進する上で特に取り組むべき事項を整理している。
- ・地震災害については、首都直下型地震について中央防災会議が平成18年4月に、定量的な減災目標とそのための取り組みを取りまとめた「首都直下地震の地震防災戦略」を策定している。

【品川区の動向】

- ・平成18年2月、東京都が首都直下地震による東京の被害想定を公表しており、品川区においては、従来の想定と比較して死者が減り、避難者数が大幅に増えている。
- ・平成19年5月、東京都地域防災計画の修正版が公表され、初めて減災目標を設定したことや都市型災害への対応が特徴となっている。これに対応し、品川区地域防災計画を改訂。

成 果

- ・新潟県中越地震や千葉県北西部地震の教訓を踏まえて、災害時に避難の拠点となる学校に備蓄倉庫、仮設便槽、受水槽遮断装置、非常用発電装置、災害時優先電話など避難所機能の充実を図った。
- ・災害時に自力では避難できない災害時要援護者を地域の力で避難誘導を支援するなどの災害時助け合いシステムの確立のため、ふれあいサポート活動の中で、防災区民組織と協力して災害時要援護者避難誘導ワークショップを実施する他、防災アドバイザー研修、要援護者名簿の作成を進めている。
- ・行政・地域・事業所が相互に連携し、災害に備える地域防災対策三者連絡会議を設置し、地区訓練参加、帰宅困難者徒歩訓練など実施し地域との協力体制を築いてきている。
- ・災害時速やかに情報収集・練達システムの確立のために防災無線のデジタル化、防災区民組織本部長への「防災伝言板」、「防災テルてる」の配備や今後は、CATVの災害広報の充実など取り組みを強化している。また、平成19年度からは「緊急地震速報受信装置」の配備をはじめた。

第三次長期基本計画総括シート

都市像	V	心のふれあう思いやりのまち
中項目	6	交通安全

◆当分野の現状

【社会動向・国の政策動向】

- ・全国的に交通事故死者数は年々減少傾向にあり、特に、都内における平成19年中の死者数は269人と10年前より109人の減少となる一方、高齢死亡者数は増加傾向にあるほか、自転車乗用中の事故は10年前の1.5倍となっている。
- ・自転車の交通ルール違反・マナー無視が社会問題となりその対応が求められている。
- ・道路交通法の改正に伴い放置駐車が減少する一方、新たな駐車問題（荷捌き・配送車、二輪車）への対応が求められている。

【品川区の現状】

- ・平成12年をピークに区内の交通事故は減少（交通事故死傷者数：平成12年2,394人、19年1,709人）傾向で推移するものの、高齢者および自転車乗用中の交通事故は横ばいあるいは増加傾向にある。
- ・自転車の交通ルール違反・マナー無視に対する指導・取締り要望等の増加への対応
- ・交差点及びその付近の交通事故に対する効果的かつ即効的安全対策の推進の必要性
- ・生活道路の安全総点検と各種安全対策の推進
- ・荷捌き車、配送車、二輪車に対する駐車問題への対応
- ・夜間照明の照度の確保と省エネの推進
- ・自転車等駐車場の整備促進、有料化への対応
- ・歩行者の通行の妨げ、緊急活動時の障害の要因となる放置自転車や商品のせり出し、置き看板等の解消対策の推進

成 果

- ・区を始めとする道路管理者、交通管理者、各関係機関・団体の努力により、平成12年をピークとして区内の交通事故は減少。（交通事故死傷者数：平成12年2,394人。19年1,709人）
- ・19年度までに166か所の交差点改良、1,801基の街路灯の建て替え、25か所の駐輪場の整備・有料化を実施。
- ・違法駐車台数の減少。

第三次長期基本計画総括シート

都市像	計画の実現に向けて
中項目	基礎的自治体としての品川区

◆当分野の現状

【地方分権改革の動向】

○地方分権に係る全国的動向

- ・平成12年4月 地方分権一括法施行……機関委任事務制度が廃止され、自治事務・法定受託事務に移行
- ・平成13～18年 三位一体改革……国から地方への税源移譲(3兆円)、国庫補助負担金の削減(4兆円)
- ・平成19年4月 地方分権改革推進法施行、併せて国において「地方分権推進委員会」が発足し、第2次分権改革の検討開始

【品川区の現状】

○都区制度改革の動向

- ・平成12年 地方自治法改正により特別区は東京都の内部団体から、通常の「市」と同様の「基礎自治体」として位置づけられ、清掃事業等も都から移管。
- ・平成15年3月 都区制度改革で積み残しとなった「都区の役割分担と財源配分のあり方」をはじめとする「主要5課題」について都区協議がスタート。
- ・平成17年10月 特別区制度調査会報告「東京における新たな自治制度を目指して一都区制度の転換」公表、区をより自律的な基礎的自治体に転換する複数のシナリオを提案。
- ・平成17年11月 都は「行財政改革の新たな指針」の中で「都区制度を抜本的に見直す必要がある」旨明記。
- ・平成18年2月 「主要5課題」をめぐる都区間協議が暫定決着、都区のあり方について、根本的かつ発展的に検討するための検討組織を都区共同で設置すること等で合意。
- ・平成18年11月 都区協議会の下に「都区のあり方検討委員会」が設置され、都区の事務配分、特別区の区域、税財政制度について具体的検討を開始。
- ・平成19年12月 特別区制度調査会報告「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想」公表、「都の区」を廃止し、基礎自治体の新しい「対等・協力」の形として、「基礎自治体連合」制度を提案。

成 果

1. 都区制度改革の成果と主要5課題の取組み

平成12年の都区制度改革により、23区は基礎自治体として位置づけられ、清掃事業も都から移管されたが、都区の役割分担と財源配分といった改革の根幹をなす課題が積み残しとなった。

その後、清掃事業や小中学校改築、都市計画交付金などを含め、主要5課題の解決にむけた都区間の協議は難航したが、平成18年2月に一定の整理がなされ、今後の都区のあり方について根本的かつ発展的に検討することで合意し、現在検討を行っている。

2. 地方分権改革(三位一体改革)の検証

平成12年の地方分権改革で積み残しとなった税財源問題の解決にむけて、①国庫補助金の見直し ②税源移譲 ③地方交付税改革からなる三位一体改革が進められた。

国から地方への3兆円の税源移譲が実現したものの、国庫補助負担金の見直しの多くは補助率の引き下げに止まるなど、地方の自由度の拡大は十分でなく、税源移譲の面でも、23区中品川区を含む11区で大幅な税収減が生じるなど、多くの課題が残される結果となった。

第三次長期基本計画総括シート

都市像	計画の実現に向けて
中項目	行政改革

◆当分野の現状

【社会動向・国の政策動向】

- ・低成長経済社会への移行や職員の高齢化などにより、自治体の財政の悪化が進展（経常収支比率（市町村平均）74.8%（平成4年）→87.4%（平成15年）に悪化）
- ・団塊世代の大量退職を間近に控え、自治体の組織・人事体制の見直しが求められている。
- ・国は平成17年3月29日「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」において、行政改革大綱の見直しとともに、事務・事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進、職員定員管理の適正化、手当等の総点検をはじめとする給与の適正化、第三セクターの見直し、経費節減等の財政効果などの事項を平成17年度を起点として、平成21年度までの具体的な取り組みを住民にわかりやすく明示した計画（集中改革プラン）を策定、公表すべきとし、地方自治体に対しさらなる行政改革への取組を促している。

【品川区の現状】

- ・品川区は、「行政改革はいつでもどこでも何度でもの心構えで、全職員が一丸となり、業務の細部に渡る不断の見直しの連続によってなし得るもの」との考えにもとづき、これまでも不断の行政改革に取り組んできており、安定的な区政運営が可能な行財政基盤を維持している。
- ・今後も、この考え方を堅持し、より一層効果的、効率的な行財政運営に努め、新たな行政課題に的確に対応していくこととしている。

成 果

第三次長期基本計画において、行政改革の目的を「時代の変化に機敏に対応して効率的にサービスを提供し、区民の区政に対する信頼を高めること」と位置づけ、新たな行政課題に的確に対応するため、一層効果的、効率的な行財政運営を図ることとした。

この考え方を受け、行政ニーズに的確に対応しつつ、事業部制による組織運営の導入や事務事業評価を活用した事業の見直し、指定管理者制度の導入、民間委託の推進、職員定数削減などさまざまな取り組みを実施し、成果を挙げてきた。

第三次長期基本計画総括シート

都市像	計画の実現に向けて
中項目	区民との信頼の架け橋

◆当分野の現状

【社会動向・国の政策動向】

- ・区民の参加と協働による持続発展可能な共生の地域社会づくりが求められている。そのためには、行政と区民との情報の共有や良好なコミュニケーションによる信頼の構築が不可欠である。
- ・情報技術の革新により双方向性の高いメディアが、自治体のみならず各分野で活用されている。
- ・各自治体においては、意見公募手続制度（パブリックコメント）や区民との直接対話（タウンミーティング）など、区民参加の様々な仕組みが導入されている。

【品川区の現状】

- ・地域の特性をふまえ住民のニーズに応える特色ある施策の展開や、区と区民がともにまちづくりを推進するためには、区民の区政への一層の理解と協力は不可欠である。
- ・区民に必要な行政情報を適切かつ迅速に提供し、区民が行政に積極的に参加できるシステムを充実する必要がある。

成 果

- ・様々な施策の積極的な展開等により、第17回品川区世論調査では「品川区に住み続けたい」と答えた人がほぼ9割に上った。
- ・行政情報（区の施策や考え方）にとどまらず地域の話題や学校、保育園の子ども達の活動に至るまで、それらを、マスコミはもちろん、インターネットやケーブルテレビを活用して積極的に情報発信している。
- ・タウンミーティングでの提案により、環境情報活動センターが設置された等の成果がある。直接対話により区長と区民の相互理解が深まった。